

第7期第23回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月19日(金) 午前9時30分から午前9時54分

2. 開催場所 むかわ町産業会館 第1研修室

3. 出席委員 ○(24名)

4. 欠席委員 △(3名)

1番	小岸元気	○	10番	田代英孝	○	19番	佐田正彦	△
2番	中田賢大	○	11番	小笠原正実	○	20番	森山幸治	○
3番	辻 勉	○	12番	清瀬利一	○	21番	伊藤正人	△
4番	山本好一	○	13番	毛利武	○	22番	貞廣賢治	○
5番	清野 薫	○	14番	鈴木秀子	○	23番	平島道弘	○
6番	梅藤 勝	△	15番	林 利輝	○	24番	青木茂美	○
7番	山谷和彦	○	16番	藤岡健人	○	25番	藤江政利	○
8番	宇南山浩利	○	17番	石崎代里子	○	26番	佐々木保成	○
9番	永田寿明	○	18番	中澤 浩	○	27番	中島勝美	○

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 あっせん委員会の結果に関する件

第6 報告第4号 農地法第41条第1項に基づく通知に関する件

第7 報告第5号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件

第8 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第9 議案第2号 現況証明願いの発給に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博、主査 長谷山 美香

穂別支局－支局長 宮村 敦嗣、主任 伊藤 貴大

7. 会議の概要

事務局長 | 総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。

会	長	【会長挨拶】
議	長	<p>それでは、総会に入ります。本日の出席委員は24名です。欠席は、6番・梅藤委員、19番・佐田委員、21番・伊藤委員の3名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第7期第23回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。</p> <p>日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、20番・森山幸治委員、22番・貞廣委員の両名を指名したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>それでは、両名に決定をいたしました。</p> <p>日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告5件、議案2件の合わせて7件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。</p> <p>続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。</p> <p>それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主	任	<p>報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>議案書2ページをお開き願います。</p> <p>1番は、地域の担い手へ農地の集約化を行うため、解約に至ったものです。</p> <p>2番は、農地中間管理事業を利用し、公社から転借していましたが、借り主の経営規模縮小のため解約に至ったものです。</p> <p>3番は、農地中間管理事業を利用し、公社と賃貸借を行っていましたが、貸し主の意向により解約するものです。</p> <p>以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。</p>
議	長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第1号について、質疑はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主	任	<p>報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>5月につきましては、議案に記載のとおり、5月9日に川東地区委員会、5</p>

主 任 月 1 1 日に穂別地区委員会を開催しております。
川東地区委員会では、利用集積計画の利用権設定 3 件について、審議した結果、適当と判定しております。
穂別地区委員会では、利用集積計画の利用権設定 1 件について、審議した結果、適当と判定しております。
以上で報告第 2 号の説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。
報告第 2 号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、報告第 2 号は原案どおり承認することに決定いたします。
続いて、日程第 5 報告第 3 号「あっせん委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 任 報告第 3 号、あっせん委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。
先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げます。
以上で報告第 3 号の説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。
報告第 3 号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、報告第 3 号は原案どおり承認することに決定いたします。
続いて、日程第 6 報告第 4 号「農地法第 4 1 条第 1 項に基づく通知に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 報告第 4 号、農地法第 4 1 条第 1 項に基づく通知に関する件について、ご報告申し上げます。
議案書 7 ページをお開き願います。
こちらは、昨年 11 月総会において報告させていただきました田浦地区の所有者が判らず、耕作者が不在である農地として農地法第 3 3 条第 1 項に該当し、令和 4 年 1 1 月 1 日付けで告示をしていた農地ですが、令和 5 年 4 月 3 0 日付けにて公示期間である 6 か月が経過したところです。
6 か月間申し出がない場合、表題のとおり農地法第 4 1 条第 1 項に基づき農地中間管理権の取得のため農地中間管理機構である北海道農業公社へ通知しますが、その通知を 5 月 1 日付けで行っています。議案書 8 ページに添付しております。
今後は中間管理機構と北海道において事務処理を行いながら、所有者不明の農地については北海道が中間管理機構へ農地中間管理権を、その後、中間管理

主 査 機構から耕作者に対して利用権を与える流れとなる予定で進めていくところで
す。今後、必要に応じて総会等でお諮りをしていきますのでよろしくお願いし
ます。
以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。
報告第4号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、報告第4号は原案どおり承認することに決定いたします。
続いて、日程第7 報告第5号「農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積
計画(案)の作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求め
ます。

主 査 報告第5号、農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申
出に関する件について、ご報告申し上げます。
議案書10ページからになります。
平成30年度に農地保有合理化事業により所有権が農業公社に移転しており
ますが、平成30年から5年を経過するため、公社から耕作者への所有権移転
について、集積計画の作成申出があったものです。
なお、議案書11ページの■■■■■につきましては、令和元年度に所
有権が農業公社に移転しており、本来であれば令和6年度に売渡となりますが
早期売渡の申出があり、今回集積計画の作成申出があったものです。この申し
出に基づき、町は集積計画を作成しております。計画の内容につきましては、
議案第1号にてご説明申し上げます。
以上で報告第5号の説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。
報告第5号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、報告第5号は原案どおり承認することに決定いたします。
続いて、日程第8 議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の
規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。
なお、本案件中、■■■■■が被設定人となっており、議事参与がで
きませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続
けることとしてよろしいか、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。
事務局の説明を求めます。

主 査 議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書17ページから、所有権移転9件です。
所有権の移転時期は、いずれも5月23日です。
1番から4番、9番につきましては、報告第3号でご報告いたしました、あつせんに伴う所有権移転です。
5番から8番につきましては、報告第5号でご報告いたしました、農業公社から賃貸借を終え売渡を行うものです。
続きまして、28ページから、利用権設定4件です。
1番、2番については、被設定人の経営規模拡大により、新たに利用権を設定するものです。
3番、4番については、これまで耕作されていた方が経営規模縮小により、新たに利用権を設定するものです。
以上、所有権移転9件20筆、利用権設定4件13筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。
凶面につきましては、所有権移転が19ページから27ページ、利用権設定が30ページから32ページに添付しておりますのでご確認願います。
以上で議案第1号の説明を終わります。よろしくご審議・ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。
続いて、日程第9 議案第2号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 議案第2号、現況証明願いの発給に関する件についてご説明を申し上げます。
議案書34ページをお開き願います。
いずれも公簿地目変更登記をするため、現況証明書の発給を申請されたものです。
1番、2番の申請地は、公簿地目が農地となっており願出を受けたものです。
現地確認結果として、議案に記載のとおり、1番、2番とも宅地化しており、農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地採草放牧地以外と確認をしております。
35ページ、36ページに凶面を添付しておりますのでご確認願います。
以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議・ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに
補足説明をお願いします。

2 番 1番、2番について、現地を確認してきましたので報告します。
申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間農地として利用
されておらず、非農地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため
農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
説明に対する、質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませ
んか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしました
ので、ここで閉会といたします。